

1. 「契約概要」のご説明

この契約概要のご説明は「セコム安心マイカー保険(新型自動車総合保険(個人用))」のご契約にあたり特に重要な事項を記載したものです。必ずご一読いただき、内容をご確認のうえ、ご契約いただきますようお願い申し上げます。

本書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、その他ご注意くださいこと・普通保険約款・特約条項をご参照ください。「普通保険約款・特約条項」については、自動車保険証券にも同封いたしますので、内容をご確認いただきご不明点がございましたら当社コールセンターまでお問い合わせください。

【ご注意】 総付保台数が10台以上のご契約者さま(フリート契約者といえます)の場合、ご契約の方法が異なりますので、当社コールセンターまでお問い合わせください。

本書においては、次の保険種類についてご説明しております。

保険の種類	ご契約いただける場合(引受範囲)
セコム安心マイカー保険 (新型自動車総合保険(個人用))	次の条件をすべて満たす場合 記名被保険者が個人であること。 総付保台数が9台以下(ノンフリート契約)であること。 ご契約の用途車種が自家用8車種であること。 (注)レンタカーまたは教習車は対象外です。

1. 商品の仕組みと主な引受条件等

(1) 商品の仕組み

当社の自動車保険は「相手方への補償」「ご自身・乗車中の方の補償」「お車の補償」により構成されております。各項目の内容につきましては「(2)補償内容」をご覧ください。

(2) 補償内容

主なものを記載しております。詳細は「注意喚起情報」「その他ご注意くださいこと」または「保険約款」等でご確認ください。また、下記の補償項目は組み合わせさせていただくことが可能です。詳しくは当社コールセンターまでお問い合わせください。

補償内容	保険金をお支払いする場合	保険金をお支払いできない主な場合	
相手方への補償	<b>対人賠償責任保険</b> (1)	自動車事故により、他の人を死傷させ、法律上の損害賠償責任を負担する場合に、保険金をお支払いします。自賠責保険等の補償額を超える部分に対してのお支払いとなります。	ご契約のお車を運転中の方やその父母・配偶者・子が死傷された場合の損害は補償の対象となりません。
	<b>対物賠償責任保険</b> (1)	自動車事故により、他の人の財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負担する場合に、保険金をお支払いします。	ご契約のお車を運転中の方やその父母・配偶者・子の持ち物や管理中の物などの損害は補償の対象となりません。
ご自身・乗車中の方の補償	<b>人身傷害保険</b> (2)	自動車事故により、ご契約のお車に乗車中の方が死傷された場合に、その実際の損害額に対して保険金をお支払いします。	無免許運転、酒気を帯びての運転により運転者本人が被った損害や闘争行為によりその本人が被った損害は補償の対象となりません。
	<b>搭乗者傷害保険</b>	自動車事故により、ご契約のお車に乗車中の方が死傷された場合に、被ったおケガの部位・症状により、定額で保険金をお支払いします。	
	<b>自損事故傷害特約</b> (対人賠償責任保険にセット)	自損事故によりご契約のお車に乗車中の方が死傷された場合で、自賠責保険等または人身傷害保険から保険金が支払われないときに保険金をお支払いします。	無免許運転、酒気を帯びての運転により運転者本人が被ったおケガや闘争行為によりその本人が被ったおケガは補償の対象となりません。
	<b>無保険車事故傷害特約</b> (3) (対人賠償責任保険にセット)	自動車事故により、ご契約のお車に乗車中の方が死亡または後遺障害を被った場合に、相手のお車が無保険車などの理由で相手方から十分な補償を受けられないときに、保険金をお支払いします。	
お車の補償	<b>車両保険</b> (4)	偶然な事故により、ご契約のお車が損害を被った場合に、保険金をお支払いします。	無免許運転、酒気を帯びての運転中の損害またはお車に存在する欠陥や自然消耗、故障などの損害は補償の対象となりません。

(1) 対人賠償責任保険および対物賠償責任保険について

被保険者が損害賠償金を被害者にお支払い済みである場合等を除き、原則として被害者に直接保険金をお支払いします。

(2) 人身傷害保険について

特約により、記名被保険者・配偶者の方およびそのご家族(同居の親族、別居の未婚の子(以下同じ))の方がご契約のお車以外のお車(二輪・原付を除きます。)に乗車中や歩行中に自動車事故でおケガをされた場合も補償の対象とすることができます。

(3) 無保険車事故傷害特約について

・記名被保険者・配偶者の方およびそのご家族の方はご契約のお車に乗車中以外に自動車事故でおケガをされた場合も補償の対象となります。  
・人身傷害保険により保険金が支払われない場合、または人身傷害保険により支払うべき保険金の額がこの特約により支払うべき保険金の額を下回る場合に限り、この特約は適用されます。

(4) 車両保険のご契約方法と補償範囲について

( はお支払いできる場合を、×はお支払いできない場合を示しています。)

	火災・爆発・盗難・台風・洪水・高潮などによる損害	他の自動車との衝突・接触による損害	電柱などの自動車以外の他物との衝突・接触等による損害(単独事故等)
一般			
車対車+限定危			

険	(*)	×
---	-----	---

(\*) 相手自動車および運転者が確認された場合に限りです。(当て逃げは×となります。)

#### 費用保険金について

ご契約内容および事故内容により、損害防止費用、求償権保全費用などの費用保険金をお支払いします。  
詳しくは普通保険約款・特約条項の「費用」の項目に記載しておりますので、ご参照ください。

#### (3) 補償される運転者の範囲について

運転者範囲を家族に限定したり、運転者の年齢条件を設定いただくことで保険料が割安になります。この場合、限定した運転者の範囲外の方や年齢条件を満たさない方が運転中の事故については原則として保険金をお支払いできません。

#### (運転者家族限定と年齢条件の設定方法について)

すべてのご契約において、ご契約のお車を運転される方の範囲にあわせて、補償の対象となる運転者の範囲を設定してください。

運転者 家族限定	運転者の範囲 : 補償の対象 × : 補償の対象外		
	記名被保険者の 配偶者の 同居の親族	の別居の未婚のお子さ ま	～ 以外の方 (友人・知人など)
家族限定なし			
家族限定あり			×
<b>運転者年齢条件</b>	年齢条件を適用します	年齢条件を適用しません(注)	

(注) ～ の方の業務に従事中の使用人(従業員)の方が運転される場合には、年齢条件を適用します。

設定できる年齢条件は次のとおりとなります。

設定できる年齢条件				
年齢を問わず 補償	21歳以上 限定補償	26歳以上 限定補償	30歳以上 限定補償	35歳以上 限定補償

#### (4) ノンフリート等級別割引・割増制度について

保険期間中の保険事故の有無により、保険料の割引・割増が決まります。原則として、1年間保険事故がなかった場合には、継続されるご契約の等級は現在の等級に「1」を加えた等級になり、保険事故が発生した場合は、事故1件につき現在の等級より「3」を引いた等級になります。なお、事故の種類によっては等級が下らない場合もありますので、詳しくは当社コールセンターまでお問い合わせください。

#### (5) 示談交渉について

賠償事故が起きた場合、当社は被保険者と相手方との事故解決のためのお手伝いをします。ただし、被保険者が正当な理由なく当社への協力を拒まれた場合や、相手方の一方的な過失の事故で被保険者に責任がない場合等には、当社は相手方との示談交渉はできませんのでご注意ください。

#### (6) 付帯できる主な特約とその補償内容

主な特約およびその概要のみを記載しています。適用される条件の詳細や保険金をお支払いできない場合等、詳しくは特約条項をご参照ください。また、保険の種類、お車の用途車種等により付帯できない場合があります。詳しくは当社コールセンターまでお問い合わせください。

特約種類	概要
他車運転特約 (自動的にセット)	他人のお車を臨時に借用して運転した際に生じた対人賠償責任、対物賠償責任および自損事故傷害について、借用したお車の自動車保険に優先して保険金をお支払いします。なお、借用したお車の車両損害についても、この特約が付帯される契約の車両保険でお支払いできる場合等、一定の要件に該当するときは保険金をお支払いします。
等級プロテクト特約	保険期間中1回目の事故に限り「等級すえおき事故」として取扱い、1年後に当社で継続される継続契約の無事故等級をすえおきます。ただし、前契約が7(A)～7(G)等級で当特約を適用する事故が発生した場合、継続契約の無事故等級は7(F)等級となります。
対物超過修理費用特約	対物賠償責任保険の保険金が支払われる場合で、相手自動車の修理費(6か月以内に実際に生じた修理費に限りです。)がその時価額を超過するときに、修理費と時価額の差額について保険金(50万円限度)をお支払いします。
弁護士費用特約	記名被保険者やそのご家族の方またはご契約のお車に乗車中の方がお車の事故でケガをしたり、財物を壊されたりしたときに、相手との交渉を弁護士に依頼した場合等に必要となる弁護士費用や訴訟費用等(被保険者1名につき300万円限度)をお支払いします。また、弁護士に法律相談を行った場合の法律相談費用(3万円限度)をお支払いします。
車両全損時臨時費用特約	ご契約のお車が車両保険をお支払いするべき事故により全損となった場合に、車両ご契約金額(*)の10%(20万円限度)に相当する額をお支払いします。 (*)車両ご契約金額が保険価額(同程度のお車の市場販売価格相当額)を超える場合など、保険価額を基準に算出する場合があります。
ファミリーバイク特約 (人身傷害・自損傷害)	記名被保険者およびそのご家族が原動機付自転車を使用中に生じた賠償事故、または原動機付自転車に乗車中に生じた人身傷害事故(または自損傷害事故)について、保険金をお支払いします。
代車費用特約	ご契約のお車が車両保険の支払対象となる事故により、レンタカーなどの代車のご利用にかかった実費について保険金をお支払いします。(1日あたりのお支払い日額は、ご契約で定めた日額を限度とし、支払対象日数は事故日から最長で30日となります。)
事故付随費用特約	ご契約のお車が車両事故により、車両保険金が支払われる場合で、ご契約のお車が自力走行不能となった場合等に「臨時宿泊費用」「臨時帰宅費用」「搬送・引取費用」の保険金をお支払いします。
身の回り品補償特約	偶然な事故により、ご契約のお車の室内・トランク内に収容された個人が所有する日常生活用財産に生じた損害に対して保険金をお支払いします。ただし、盗難損害の場合は、ご契約のお車が盗難(*)にあつたときに限り、保険金をお支払いします。 (*)付属品など、お車の一部分のみの盗難を除きます。

#### (7) 保険期間

保険期間は1年間となります。なお、実際にご契約いただくお客さまの保険期間については、お申込み画面をご確認ください。

## (8) 引受け条件(ご契約金額等)

### 保険金額の設定について

ご契約金額の設定につきましては、補償の項目ごとに金額をお決めいただくものと、既に金額が定まっているものがございます。詳しくは当社コールセンターまでお問い合わせください。なお、実際にご契約いただくお客さまのご契約金額については、お申込み画面をご確認ください。

### 記名被保険者の選定について

記名被保険者は、賠償責任保険や人身傷害保険の被保険者の範囲等を定めるための重要な事項です。ご契約のお車を日常主に使用される方の中から1名をお選びください。

### 車両所有者について

車両所有者は、車検証等の所有者欄をご確認の上、ご契約のお車の所有権を有する方のお名前をお申込み画面にご入力ください。所有権留保条項付売買契約やリース契約の場合は、売主や貸主(販売業者やリース業者等)のお名前をご記入ください。

### お車の使用目的について

使用実態・目的に応じて保険料が異なります。次の使用目的区分からお決めください。

ご契約のお車の使用実態・目的	使用目的区分
平均して月15日以上業務(お仕事)に使用される場合	業務使用
業務使用に該当せず、平均して月15日以上通勤・通学に使用される場合	通勤・通学使用
業務使用 / 通勤・通学使用に該当しない場合	日常・レジャー

(注1) 「通勤・通学」とは、運転者本人が自ら通勤、通学される場合をいいます。

(注2) 使用目的区分は記名被保険者だけでなく、ご契約のお車を使用するすべての方の使用実態に応じてお決めください。

## 2. 保険料

保険料は、お車の種類・使用目的、ご契約の金額、適用されるノンフリート等級等によって決定されます。詳しくは当社コールセンターまでお問い合わせください。なお、実際にご契約いただくお客さまの保険料については、お申込み画面をご確認ください。

## 3. 保険料の払込方法について

保険料の払込方法は、ご契約と同時に全額を払い込む一時払と、複数の回数に分けて払い込む分割払があります。払込手段につきましては、クレジットカード払、銀行振込、コンビニエンスストア払、また初回保険料(一時払)の年間保険料および分割払の第1回保険料)を口座振替する方式などがありますので、お客さまのご要望にあった払込方法・払込手段をお選びください。

なお、上記以外にお勤め先等と当社との間で集金事務の委託契約を交わしている場合には、お勤め先等を通じて集金する団体扱のご契約も可能です。詳しくは当社コールセンターまでお問い合わせください。

(注1) 保険料が15万円を超える場合にはコンビニエンスストアでの保険料のお支払いはご利用できません。

## 4. 満期返戻金・契約者配当金

この保険には、満期返戻金・契約者配当金はありません。

## 5. 解約返戻金の有無

ご契約を解約された場合に返戻金をお支払いできる場合がございます。詳しくは当社コールセンターまでお問い合わせください。

### 保険に関するお問い合わせ・ご相談・苦情・事故のご連絡は

お手続きのお問い合わせは下記にご連絡ください。

**セコム損害保険コールセンター： ☎ 0120 - 756 - 104**

受付時間：月曜～金曜9:00～18:00(祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。)

当社へのお問い合わせ・ご相談・苦情は下記にご連絡ください。

**お客さま相談室： ☎ 0120 - 333 - 962**

受付時間：月曜～金曜9:00～12:00、13:00～18:00(祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。)

事故が起こった場合には、下記にご連絡ください。

**事故受付センター： ☎ 0120 - 210 - 545**

受付時間：夜間・休日問わず、365日・24時間体制で受付しております。

保険会社との間で問題を解決できない場合には、(社)日本損害保険協会の「そんがいほけん相談室」にご相談いただくこともできます。また、斡旋・調停を行う機関のご紹介もいたします。

**そんがいほけん相談室： ☎ 0120 - 107 - 808**

携帯電話・自動車電話・PHS・衛星電話からは03 - 3255 - 1306をご利用ください。

受付時間：月曜～金曜9:00～18:00(土日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。)

## II. 「注意喚起情報」のご説明

ご契約にあたり不利益となる事項など特に重要な事項が記載されています。必ずご一読いただき、内容をご確認のうえ、ご契約いただきますようお願い申し上げます。

本書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、その他ご注意くださいこと・普通保険約款・特約条項をご参照ください。「普通保険約款・特約条項」については、自動車保険証券にも同封いたしますので、内容をご確認いただきご不明な点がございましたら当社コールセンターまでお問い合わせください。

【ご注意】 総付保台数が10台以上のご契約者(フリート契約者といえます)の場合、ご契約の方法が異なりますので、当社コールセンターまでお問い合わせください。

## 1. クーリングオフ(ご契約申込みの撤回等)について【クーリングオフ説明書】

セコム安心マイカー保険は、保険期間を1年以下としてお引受けするため、クーリングオフ(ご契約申込みの撤回等)制度の対象外となります。

## 2. ご契約締結時にご注意いただきたいこと(告知義務)

ご契約者さままたは記名被保険者になる方には、ご契約締結時に当社が告知を求めた事項(告知事項)について、事実を正確にお申し出いただく義務(告知義務)があります。お申込み画面入力内容が事実と相違している場合には、保険契約が解除されたり保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

【告知事項】 告知事項はお申込み画面に「告知事項」を付しています。

### 告知事項

記名被保険者の住所、氏名  
ご契約のお車の型式、登録番号、用途車種、初度登録(検査)年月  
ご契約のお車の所有者  
前契約(\*)の有無、引受保険会社、証券番号、保険期間、ノンフリート等級、事故件数  
他の現存契約(\*)の有無  
記名被保険者の免許の色  
ご契約のお車の使用目的区分  
空港構内におけるご契約のお車の使用有無  
ご契約のお車の主な使用地(沖縄料率を適用する場合のみ)

(\*) 前契約および他の現存契約には、他の保険会社の自動車保険契約、JA共済・共済連(中小企業共済)の自動車共済契約を含みます。

## 3. ご契約締結後にご注意いただきたいこと(通知義務等)

### (1) 通知事項に変更が生じた場合

ご契約者さままたは被保険者には、通知事項に変更が生じた場合に遅滞なくご連絡をいただく義務(通知義務)があります。追加保険料のお支払いが必要な場合(危険増加)に、遅滞なくご連絡をいただけない

いときは、保険契約が解除されたり保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。  
[通知事項] 通知事項は自動車保険証券にも記載を行っております。

#### 通知事項

ご契約のお車の登録番号・用途車種 ご契約のお車の使用目的区分	前契約(*)の事故件数 ご契約のお車の主な使用地の沖縄 沖縄以外の 変更
-----------------------------------	--

(\*) 前契約には、他の保険会社の自動車保険契約、JA共済・共済連(中小企業共済)の自動車共済契約を含みます。

上記の通知事項のほか、次の項目について契約締結後に変更が生じた場合も遅滞なくご連絡ください。

#### 変更内容

ご契約者の住所が変更となる場合 (車両保険をご契約の場合)改造や高価な付属品の装着などにより、ご契約のお車の価額(同程度のお車の市場販売価格相当額)が著しく増加する場合
---

上記以外のご契約でも、車両保険をご契約の場合でお車の価額が著しく変更となるときはご連絡ください。

#### (2)ご契約条件等を変更する場合

次のようなご契約内容の変更を行う場合は、あらかじめ当社コールセンターまでご連絡ください。ご契約条件の変更手続前に発生した事故については、保険金のお支払いができないことや、変更前のご契約条件が適用されることがありますのでご注意ください。  
ご契約条件の変更日は、お申し出日以降になりますのでご注意ください。

#### 通知事項

ご契約のお車を他のお車に入れ替える場合 ご契約のお車を譲渡する場合 ご契約のお車を譲渡された場合でも、ご連絡がない場合はこのご契約に関する権利および義務は譲受人には移りません。 ご契約金額の増額や特約を付帯されるなど、ご契約条件の変更を希望される場合 記名被保険者の住所・氏名(名称)が変更となる場合 記名被保険者が変更となる場合は、変更後の記名被保険者の免許証の色、有効年月、ゴールド免許割引区分を改めて確認させていただきます。 運転者の年齢条件や運転者家族限定特約により限定した範囲外の方がご契約のお車を運転される場合	など
---	----

#### 保険料を返還できる場合

次のような場合には、保険料を返還できる場合がありますので、当社コールセンターまでご連絡ください。ご連絡をいただいた後、速やかにご契約条件の変更手続きをご案内いたします。  
ご契約条件の変更日は、お申し出日以降になりますのでご注意ください。

ご契約のお車に関する事項	付属品の取り外しなどによりお車の価額(同程度のお車の市場販売価格相当額)が著しく減少した場合	など
運転者の範囲に関する事項	ご家族の方の転居やご結婚などにより、ご契約のお車を運転される方の範囲が変わり、運転者の年齢条件や運転者家族限定特約が変更となる場合	など

#### (3)引受けできる保険の対象の範囲(引受範囲)

上記(1)にかかわらず、契約締結後に通知事項について次の「引受範囲から外れる場合」に該当する変更が生じた場合は、ご契約を継続することができません。なお、この場合でも他の商品での引受けができる場合があります。詳細は当社コールセンターまでお問い合わせください。  
引受範囲から外れた場合、その変更が生じた時以降に発生した事故については保険金をお支払いできません。また、ご契約についても解除させていただくことがあります。

#### 引受範囲から外れる場合

ご契約のお車の用途車種が自家用8車種以外となった場合

#### 4. 団体扱に関してご注意ください

##### (団体扱に関するご注意)

・ 団体扱契約でご契約いただけるのは、ご契約者さま、記名被保険者、車両所有者がそれぞれ下記に該当する場合のみとなります。

	団体扱
ご契約者さま	団体の構成員( )
記名被保険者	・ ご契約者さままたはその配偶者 ・ ご契約者さままたはその配偶者の同居の親族
車両所有者	・ ご契約者さままたはその配偶者の別居の扶養親族

( ) 団体の構成員とは、「団体に勤務し、毎月給与のお支払いを受けている方、等をいいますが、団体によっては系列会社の従業員や団体の退職者を含められる場合があります。団体の範囲については、当社コールセンターまでお問い合わせください。

#### 5. ご契約の中断制度について

保険期間の途中で、ご契約のお車を廃車・譲渡等された場合、車検が切れて使用できなくなった場合、海外留学・海外勤務などにより海外渡航する場合(渡航日が保険期間の末日または解約日から6か月以内の場合のみ)には、ご契約を一旦中断し、中断後の新たなご契約にノンフリート等級を引き継ぐ制度がございますので、当社コールセンターにご通知ください。なお、ご契約の中断日(解約日または満期日)から13か月以内に ご通知いただけない場合は、このお取り扱いができませんので十分ご注意ください。

#### 6. 重大事由による解除、無効、取消しについて

##### (1) 重大事由による解除

保険金の受取りを目的として事故を発生させた場合や、詐欺を行った場合などについては、保険金をお支払いできないことやご契約を解除させていただくことがあります。

##### (2) 無効、取消し

	具体例	既に払い込んでいただいた保険料
無効	ご契約者さまが保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもってご契約を締結した場合	返還しません。
取消し	ご契約者さままたは被保険者の詐欺または強迫によって当社が契約を締結した場合	返還しません。

#### 7. 責任開始期

保険責任は、保険期間の初日の午後4時に開始します。保険料は、「初回保険料の口座振替特約」等の特定の特約を付帯した場合を除き、個別に指定された払込期限までにお支払いください。保険期間が始まった後であっても、当社が保険料を領収する前に生じた事故による損害または傷害に対しては保険金をお支払いできません。

#### 8. 保険金をお支払いできない主な場合

##### (1) 保険金をお支払いできない主な場合

主な場合のみを記載しています。詳細は普通保険約款・特約条項をご参照ください。

##### 共通事項

戦争、外国の武力行使、暴動、地震、噴火、津波によって生じた損害または傷害、核燃料物質等によって生じた損害または傷害  
ご契約のお車を競技、曲技(これらのための練習を含みます。)もしくは試験のために使用することによって生じた損害または傷害  
ご契約のお車に危険物を業務として積載することによって生じた損害または傷害

##### 相手方への賠償

##### 【対人・対物賠償共通】

当社以外の者と約定した加重賠償責任によって生じた損害  
ご契約者さま、被保険者の故意によって生じた損害  
台風、洪水、高潮によって生じた損害

<p><b>【対人賠償のみ】</b> 次のいずれかに該当する方の生命または身体が害された場合に、それによって被保険者が被った損害</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>記名被保険者</li> <li>ご契約のお車を運転中の方またはその父母、配偶者もしくは子</li> <li>被保険者の父母、配偶者または子</li> <li>被保険者の業務(家事を除きます。以下同様とします。)に従事中の使用人</li> <li>被保険者の使用者の業務に従事中の他の使用人(被保険者がご契約のお車をその使用者の業務に使用している場合に限り)。ただし、ご契約のお車の所有者および記名被保険者が個人の場合は補償される場合があります。</li> </ul> <p><b>【対物賠償のみ】</b> 次のいずれかに該当する方の所有・使用または管理する財物が損害を被った場合に、それによって被保険者が被った損害</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>記名被保険者</li> <li>ご契約のお車を運転中の方またはその父母、配偶者もしくは子</li> <li>被保険者の父母、配偶者または子</li> </ul>	など
---	----

<p><b>ご自身の補償</b></p> <p><b>【人身傷害・搭乗者傷害・自損事故傷害・無保険車事故傷害共通】</b> 異常かつ危険な方法でお車に乗車中の者に生じた損害または傷害 保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失によって生じた損害または傷害(その者の受け取るべき金額部分) 被保険者の故意または重大な過失によってその本人に生じた傷害 無免許運転、酒気を帯びての運転、麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転によってその本人に生じた損害または傷害 被保険者が正当な権利を有する者の承諾を得ないでご契約のお車(人身傷害の場合は、他のお車を含みます。)に乗車中に生じた損害または傷害 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によってその本人に生じた損害または傷害 被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失によって生じた事故によりその本人に生じた損害または傷害</p> <p><b>【人身傷害の自動車事故特約を付帯した場合】</b> ご契約のお車以外のお車のうち、記名被保険者、その配偶者またはその同居の親族が所有または主として使用するお車に、被保険者が乗車中に生じた損害 ご契約のお車以外のお車のうち、被保険者がその使用者の業務のために、その使用者の所有するお車に乗車中に生じた損害 用途車種が二輪・原付である他のお車に乗車中に生じた損害</p> <p><b>【無保険車事故傷害のみ】</b> 台風、洪水、高潮によって生じた損害 被保険者の父母、配偶者または子等が賠償義務者である場合</p>	など
--	----

<p><b>お車の補償</b></p> <p><b>【車両保険】</b> ご契約者さま、被保険者または保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失によって生じた損害 無免許運転、酒気を帯びての運転、麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転によって生じた損害 詐欺または横領によって生じた損害 盗または公権力の行使によって生じた損害 ご契約のお車に存在する欠陥、摩擦、腐し、さび、その他の自然消耗によって生じた損害 故障損害 タイヤおよびご契約のお車に定着されていない付属品の単独損害(タイヤの火災および盗難は除きます。) 法令により禁止されている改造を行った部分品または付属品に生じた損害</p>	など
--	----

**(2) 補償される運転者の範囲について**

**運転者の年齢条件**  
設定いただいた年齢条件を満たさない方が運転中の事故は原則として保険金をお支払いできません。  
**運転者家族限定**  
「運転者家族限定特約」を付帯した場合、記名被保険者、配偶者およびそのご家族以外の方が運転中の事故は原則として保険金をお支払いできません。

**(3) 免責金額(自己負担額)**

対物賠償責任保険および車両保険等については、免責金額(事故による保険金の一部を自己負担とする取扱い)が設定される場合があります。ご契約の免責金額についてはお申込み画面をご確認ください。

**9. 代位請求制度について**

被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、同居の配偶者など親族のうち所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できる場合があります。詳しくは当社コールセンターまでお問い合わせください。

**10. 保険料の払込猶予期間等の取扱い**

分割払方式の契約における第2回目以降の分割保険料は、自動車保険証券に記載されている払込期日までにお支払いください。払込期日の翌月末を過ぎても分割保険料のお支払いがない場合には、払込期日の翌日以降に発生した事故に対しては保険金をお支払いできませんのでご注意ください。この場合ご契約を解除させていただきますことがあり、ノンフリート等級が7~20等級においては現在適用されているノンフリート等級別割引を今後締結するご契約に適用することができなくなりますのであわせてご注意ください。

**11. 解約と解約返戻金**

ご契約を解約される場合には、当社コールセンターにご通知ください。解約の条件によっては当社の定めるところにより保険料の返還または未払込保険料の請求をさせていただきますことがあります。返還または請求される保険料は、保険料の払込方法や解約事由の別により異なります。詳しくは当社コールセンターまでお問い合わせください。

解約日は、お申し出日以降になりますのでご注意ください。

**12. 事故が発生した場合のお手続および保険金のお支払時期**

**(1) 事故が発生した場合について**  
**お車を安全な位置に移動し、負傷者に対する救護等必要な措置をおとりください。**  
**最寄の警察へご連絡をください。**  
**速やかに当社にご連絡をください。当社では、次のフリーダイヤルにて、夜間・休日を問わず、24時間365日体制で事故受付を行っています。**  
**事故受付センター ☎0120 - 210 - 545** (携帯電話・PHSからでもつながります。)

現場急行サービスご利用のお申し出も、上記フリーダイヤルにて承ります。なお、事故現場が山間部、島しょ部、高速道路上など急行不能な一部エリアである場合および事故現場が特定できない場合など、現場急行サービスをご利用いただけないことがあります。あらかじめご了承ください。

**<ご注意ください>**

このご契約で補償される事故が発生した場合は、ただちに当社にご連絡ください。また、このご契約の補償と重複する他の保険契約がある場合には、ご連絡の際にお申し出ください。ご連絡が遅れたりお申し出がない場合、お支払いする保険金が減額されることがありますのでご注意ください。相手の方から損害賠償の請求を受けてその全部または一部を承認する場合や、事故にあわれたお車を修理する場合は、事前に必ず当社にご連絡の上、当社の承認を得てください。当社の事前の承認がない場合、お支払いする保険金が減額されることがありますのでご注意ください。

**(2) 保険金の請求に必要な書類などについて**

保険金のご請求にあたっては、必要に応じて当社の定める次の書類のうち、当社が指定した書類をご提出いただくなど、所定のお手続が必要となります。

<p>当社所定の保険金請求書 交通事故証明書 損害の額または傷害の程度等を示す書類 損害賠償事故または傷害事故に関するもの</p> <p>修理見積書、被害物の写真、代車費用請求書・領収書、診断書、診断書、死亡診断書、死体検案書、後遺障害診断書、施術証明書・施術明細書、診療報酬明細書、付添看護自認書・看護料領収書、通院交通費明細書・領収書、職業証明書、休業損害証明書、源泉徴収票、資金台帳、出勤簿、雇用契約書、内定通知書、年金額確定通知書等の確定支給額を確認する書類、レントゲン・MRIなどの検査画像、葬儀費領収書・明細書、被害者の賠償金のお支払いを証明する書類または被害者が承諾していることを証明する書類(被保険者に賠償金をお支払いする場合)、同意書(医療機関等へ症状、治療内容等を照会する場合)</p>	など
---	----

<p>車両事故に関するもの</p> <p>自動車検査証、軽自動車届出済証、標識交付証明書、修理見積書、事故車両の写真、譲渡証明書および委任状等の盗難にあった被保険自動車(ご契約のお車)の名義変更にかかわる書類(盗難事故の場合)</p>	
---	--

など

各事故共通のもの	
刑事記録(供述調書、実況見分調書、写真撮影報告書など)、事故原因・事故状況の詳細を示す書類等その他の損害を証明する書類	など
保険金の支払額を確定するための書類 示談書、当社所定の協定書・確認書	など
保険金請求権者であることを示す書類 戸籍謄本または除籍謄本、住民票、印鑑証明書、法人代表者資格証明書、代理人であることを示す書類(委任状、法定代理人の登録事項証明書など)	など
その他の書類 運転免許証、自賠責保険証明書	など

### (3) 保険金のお支払い時期について

当社が保険金のお支払いに必要な書類の取付を完了した日から、原則として30日以内に保険金をお支払いします。なお、次のような事由が生じた場合は、お客さまにその理由と内容をご連絡の上、事由ごとに定めた日数を限度にお支払時期を延長させていただくことがあります。

- 警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果を得る必要がある場合
- 医療機関、検査機関や専門機関による診断、鑑定等の結果を得る必要がある場合

など

### (4) 時効について

保険金の請求権は、時効(3年)を過ぎますと消滅しますのでご注意ください。保険金の請求権が発生する時期など、詳しくは普通保険約款・特約条項をご参照ください。

#### (示談交渉サービスに関するご注意)

対人賠償責任保険および対物賠償責任保険においては、被害者(または損害賠償請求権者)および被保険者の同意が得られれば、当社が被保険者のために示談交渉をお引き受けします。ただし、次のような場合、当社は被害者との示談交渉を行うことはできませんので、あらかじめご了承ください。

##### [対人賠償・対物賠償事故共通]

- 被保険者が正当な理由なく当社への協力を拒まれた場合
- 法律上の賠償責任が発生しない場合および免責事由等に該当する場合で保険金が支払われないとき
- 運転者年齢条件違反時の削減払特約の規定により、保険金が削減して支払われる場合

##### [対人賠償事故]

- 自賠責保険等が締結されていない場合
- 被保険者の負担する賠償責任の額が自賠責保険等の支払額の範囲内におさまることが明らかな場合
- 被保険者の負担する賠償責任の額が自動車保険証券記載のご契約金額および自賠責保険等によって支払われる金額の合計額を明らかに超える場合

##### [対物賠償事故]

- 1回の事故につき、被保険者の負担する賠償責任の総額が自動車保険証券記載のご契約金額(免責金額(自己負担額)がある場合は、ご契約金額と免責金額(自己負担額)との合計額)とを明らかに超える場合
- 1回の事故につき、被保険者の負担する賠償責任の総額が自動車保険証券記載の免責金額(自己負担額)を明らかに下回る場合

### 13. 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社の経営が破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合には、保険金、解約返戻金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。引受保険会社の経営が破綻した場合に備えた保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、当社も加入しております。この保険は、損害保険契約者保護機構の補償対象契約となります。補償対象契約となる場合であっても全額補償されるのではなく、保険金、解約返戻金は80%まで補償されます。ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。損害保険契約者保護機構の詳細については当社コールセンターまでお問い合わせください。

#### 保険に関するお問い合わせ・ご相談・苦情・事故のご連絡は

「契約概要」をご参照ください。

## III. 「その他ご注意くださいこと」のご説明

**ご契約にあたり重要な事項が記載されています。必ずご一読いただき、内容をご確認のうえ、ご契約いただきますようお願い申し上げます。**

**本書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、普通保険約款・特約条項をご参照ください。なお、ご不明点につきましては当社コールセンターまでお問い合わせください。**

【ご注意】 総付保台数が10台以上のご契約者さま(フリート契約者といえます)の場合、ご契約の方法が異なりますので、当社コールセンターまでお問い合わせください。

#### ご契約の対象について

##### ご契約者について

日本国内に居住する満20歳以上の個人の方に限ります。なお、保険期間の途中において、総付保台数が10台以上(フリート契約)となった場合には継続契約のお手続きを当サイトで行うことはできません。

(注)当サイトでのお取扱いができるのは、次の条件にすべて合致する場合に限りです。

- ご契約者さまはご入力されるご本人であること
- 過去1年間にご契約を保険会社から、普通保険約款または特約条項の規定により、解除されたことがないこと

##### ご契約のお車について

ご契約の対象となるお車の用途車種は次の自家用8車種となります。

- 自家用普通乗用車
- 自家用小型乗用車
- 自家用軽四輪乗用車
- 自家用普通貨物車(最大積載量0.5トン超2トン以下)
- 自家用普通貨物車(最大積載量0.5トン以下)
- 自家用小型貨物車
- 自家用軽四輪貨物車
- 特種用途自動車(キャンピング車)

(注1) 当サイトでお取扱いできるのは、現在のご契約と同一のお車の場合に限りです。また(4)および(8)のお車については、はじめて当社とご契約される場合には、当サイトでの受付は行ってありません。

(注2) 対象となる用途車種であっても、下記の自動車については、当サイトでの取扱いができません。

型式不明車、発売後間もないお車などで当サイトでの型式の確認ができない場合

初度登録から一定の年数を経過している場合

レンタカー・教習車の場合

空港構内で使用されるお車

ダンプ装置のあるお車

業務として指定危険物を積載されるお車および指定危険物を積載したお車を牽引されるお車

レース・ラリーなどの競技、曲技、試験に使用されるお車

(注3) 保険期間の途中において新たに取得したお車に入替する場合には、上記引受の対象となる用途車種であっても、入替後のご契約をお引き受けできないことや、補償内容の制限をさせていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

#### 記名被保険者について

ご契約のお車を日常主に使用される方でお申込み画面の記名被保険者欄および自動車保険証券の記名被保険者欄に記載された方をいい、日本国内に居住する個人の方に限ります。補償範囲を決める上で重要な事項ですので、お申込みの際はご契約のお車を日常主に使用される方をご指定ください。

(注) 当サイトでのお取扱いができるのは、次の条件にすべて合致する場合に限りです。  
現在ご契約されている自動車保険の記名被保険者と同一人であること  
記名被保険者はご契約者さまご本人、ご契約者さまの配偶者さま、ご契約者さままたは配偶者の同居の親族のいずれかであること

#### ご契約のお車の所有者について

ご契約のお車をお持ちの方で、お申込み画面の車両所有者欄ならびに自動車保険証券の車両所有者欄に記載された方をいいます。車両所有者は、原則として自動車検査証の所有者欄に記載されている方となります。  
(注) 当サイトでのお取扱いができるのは、次の条件にすべて合致する場合に限りです。  
現在ご契約されている自動車保険の車両所有者と同一人であること  
自動車検査証上の車両所有者は、ご契約者さまご本人、ご契約者さまの配偶者さま、ご契約者さままたは配偶者の同居の親族のいずれか、日本国内に居住していること、ただし、所有権留保課税預付売買契約またはリース契約によるお車の場合は、所有者がディーラー、リース会社、信販会社のいずれか、使用者が上記に該当する方の場合となります。以下、この「その他ご注意ください」において同様とします。

#### ご契約時にご注意いただきたいこと

##### お取扱い代理店について

セコム安心マイカー保険は、「代理店販売」と「会社直接販売」により販売しています。ご契約のお取扱者が代理店の場合には、当社代理店(損害保険募集人)は、当社との委託契約に基づき、保険契約の締結の代理権を有しています。

##### 保険料の払込方法について

セコム安心マイカー保険の保険料は、一括してお支払いいただく方法のほか、12回に分割してご指定の預金口座から自動的に引落とす口座振替方式によりお支払いいただく方法があります。保険料を一括してお支払いいただく場合の払込方法はクレジットカード払、銀行振込、郵便払込、コンビニエンスストア払、口座振替方式のいずれかから選択いただけます。

(注1) 当サイトでのお取扱いができるのは、お申込み日から補償開始日までの期間および保険料のお支払い方法により次のとおり異なります。

クレジットカード払…………… ホームページ掲載日から満期日の前日まで  
銀行振込・郵便払込…………… ホームページ掲載日から満期日の12日前まで  
コンビニエンスストア払…………… ホームページ掲載日から満期日の12日前まで  
口座振替方式…………… ホームページ掲載日から満期日の前日まで

(注2) 保険料の口座振替方式がご利用いただける方は、すでに当社に保険料引落口座の登録が完了し、かつ「初回保険料の口座振替特約」を付帯した契約を前記(注1)の期間中にお申込みされた方に限り、保険料引落口座の登録が完了されていない場合は、当サイトでのお取扱いができませんので、前記(注1)～のお支払い方法をご選択いただくか、当社コールセンターでご契約をお引き受けいただけますのでコールセンターまでご連絡ください。コールセンターでご契約を引き受けた場合は、当サイトのお引き受けが次回継続時より可能となります。なお、コールセンターでご契約をお引き受けした場合にはインターネット割引の適用は受けられません。

(注3) 保険料分割払の場合の保険料は、一時払に比べて5%増となります。  
(注4) 口座振替方式の場合の保険料は所定の払込期日にお支払いいただけます。預金残高不足などの理由により、保険料払込期日に保険料の引落とすことができなかった場合には、保険料のお支払い方法により次のとおり取り扱います。

保険料一時払の場合  
次月の引落とし日に再度、ご指定口座に保険料のご請求をいたします。また、その保険料について保険料払込期日の属する月の翌月末日までにお支払いがない場合には、保険始期日以降、未払込保険料の払込が完了するまでの間に発生した事故については保険金のお支払いはできません。また、この場合には保険契約を解除することがありますのでご注意ください。  
保険料分割払の場合  
次回引落とし日に前月分と合わせて、ご指定口座に保険料のご請求をいたします。また、その保険料について保険料払込期日の属する月の翌月末日までにお支払いがない場合には、払込期日の翌日以降(初回保険料の場合は保険始期日以降)、未払込保険料の払込が完了するまでの間に発生した事故については保険金のお支払いはできません。また、この場合には保険契約を解除することがありますのでご注意ください。

##### 口座振替依頼書をご使用いただいた場合

当社と以下の約定をとり交わしたものととして取り扱います。  
(約定)

私が貴社と締結した保険契約の保険料は、貴社から私の指定した金融機関に行う振替請求に基き、払込期日の属する月の所定の振替日に指定口座から払い込みます。  
振替日に指定口座の預金残高が、振替えるべき保険料の額に満たない場合等振替不能の場合は、払込期日までに保険料の入金がなかったものとして取り扱われても異議ありません。  
この口座振替によって払い込んだ保険料については、特に貴社発行の領収証を請求しません。  
貴社の都合により、この取扱いを変更(振替日の変更)または解除されても異議ありません。その場合には、私に通知してください。  
私の都合により、この取扱いを変更(口座変更ほか)または停止(保険契約の解約ほか)する場合には、遅滞なく貴社および金融機関に通知します。  
保険料の払込みを要しなくなった場合には、私に通知しないで、この取扱いを解除されても異議ありません。  
保険契約の解除等により保険料の払込みが不要になったにもかかわらず、振替停止手続の日程との関係で口座から振替が行われても異議ありません。この場合、返還すべき保険料をこの口座へ振込んだください。  
私と指定口座の名義人が別人であっても保険契約上の責任は、保険契約者である私が負います。  
払込月に保険料の入金がなかった場合(残高不足等による振替不能、事務取扱都合による口座振替開始の遅延等)には、翌月の振替日にその未入金分が振替請求されてもさしつかえありません。  
指定口座から私が支払うべき損害保険契約が複数ある場合は、貴社の都合により各契約の保険料を合算の上、振替請求されてもさしつかえありません。

##### 補償の開始および終了について

###### (1) 補償の開始

申込時に入力した保険始期日を経過した場合であっても、以下のお手続きが完了するまで補償は開始されません。補償の開始の条件は、保険料お支払い方法により次のとおり異なります。なお、保険料のお支払い方法で銀行振込、郵便払込またはコンビニエンスストア払を選択した場合に、各お支払い方法に応じて定める期日までにお手続きが完了しただけなときは、相当の期間が経過した後に保険契約を解除することがありますのでご注意ください。

クレジットカード払の場合  
ア. 申込操作が完了いただくこと  
イ. クレジットカードによるお支払い手続きを完了いただくこと  
ウ. 申込受付番号を取得いただくこと  
銀行振込の場合  
ア. 申込操作が完了いただくこと  
イ. 申込受付番号を取得いただくこと  
ウ. 保険始期日前日までに保険料が当社に着金していること  
郵便払込またはコンビニエンスストア払の場合  
ア. 申込操作が完了いただくこと  
イ. 申込受付番号を取得いただくこと  
ウ. 保険始期日前日までに保険料の払込が完了していること

口座振替方式の場合  
ア. 申込操作が完了いただくこと  
イ. 申込受付番号を取得いただくこと

(注1) 銀行振込の場合は、振込方法によりお振込みいただいた日から当社に着金するまで数日かかる場合がありますのでご注意ください。(振込票は、大切に保管ください。)  
(注2) 保険料のお支払いが上記期日以降となった場合でも、相当の期間内にお手続きをいただき、当社が保険契約を解除しないときは、払込方法に応じて次の時から補償が開始されます。

クレジットカード払の場合  
クレジットカードの利用が承認された時以降  
銀行振込の場合  
当社に保険料が着金した時  
郵便払込の場合  
郵便局で払込んだ翌日の午前0時以降  
コンビニエンスストア払の場合  
コンビニエンスストアで払込んだ時以降

###### (2) 補償の終了

補償の終了は、自動車保険証券記載の保険期間の末日の午後4時となります。

##### ノンフリート等級別料率制度について

セコム安心マイカー保険では、記名被保険者の無事故実績に応じて1～20等級の区分により割増引が設定されます。適用等級は、前契約の等級および事故(保険金のお支払い対象となる保険事故をいいます。)の件数により決定されます。前契約がない場合の等級は条件によって下記 または に記載した等級となります。1年間無事故の場合は、翌年ご継続される場合の等級が1等級上がり、保険金のお支払い対象となる事故1件

につき3等級下がります。

- (注1) 前契約とは、新しいご契約の保険始期日から過去13か月以内に保険責任を有し、記名被保険者およびご契約のお車を同一(一定範囲内の親族間における記名被保険者の変更および一定の要件を満たしてお車を入れ替えられた場合を含みます。)とする保険契約をいいます。ただし、既に他の自動車保険契約の前契約となっている場合は前契約とはなりません。
- (注2) 1年間無事故とは保険期間が1年のご契約を無事故で満了した状態をいいます。
- (注3) 継続契約に適用される等級を継承できるのは、前契約の満期日または解約日の翌日から起算して7日以内の場合に、ご継続手続きを行った場合に限り、上記期間を超過して、ご契約の手続きを行った場合には、上記期間内に手続きを行った場合に適用されるべき等級より次のとおり取扱います。
- ア. 適用される等級が7～20等級の場合  
前契約の満期日または解約日の翌日から起算して8日以降13か月以内の場合には6(F)等級となり、13か月を超える場合には、前契約がない場合の等級となります。
- イ. 適用される等級が1～6(F)等級の場合  
前契約の満期日または解約日の翌日から起算して8日以降13か月以内の場合には、前契約が1年間無事故のときは、前契約と同一の等級となり、前契約に事故があるときは次回適用等級となります。また、13か月を超える場合には、前契約がない場合の等級となります。
- (注4) 前契約には、他の損害保険会社、JA共済、中小企業共済、全労済、全自共、教職員共済(以下「保険会社等」といいます。)と締結された契約を含みます。前契約の適用等級・事故件数等については、通常前契約の保険会社等との間で確認した回答内容に基づき決定(等級プロテクト特約に係る事故を除きます。)します。申告いただいた内容と前契約の保険会社等の回答内容が異なる場合には、ご契約の等級を訂正する場合がございますので、あらかじめご了承ください。(保険会社等との確認については、後記の「保険会社等のご契約の確認について」をご参照ください。)(前契約が全労済、全自共、教職員共済の場合は当サイトでお取扱いできません。当社コールセンターにて承りますのでコールセンターまでご連絡ください。なお、コールセンターでご契約をお引き受けした場合にはインターネット割引の適用は受けられません。)

(1) 等級と割増引について

前契約がある場合の割増引率表

等級	割増					割引				
	1	2	3	4	5	6F	7F	8	9	10
%	60	30	20	0	10	10	20	30	40	40

等級	割引									
	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
%	45	50	50	55	55	58	58	60	60	60

前契約がない場合の割増引率表

運転者年齢条件	等級	割増
年齢を問わず補償	6A	30%割増
21歳以上限定補償	6B	10%割増
26歳以上限定補償	6C	0%
30歳以上限定補償	6E	0%
35歳以上限定補償	6G	0%

複数所有新規の取扱いについて

前記にかかわらず、11～20等級が適用されている他の契約をすでに締結されている個人の方が、あらたに2台目以降の契約をされる場合で次の条件をすべて満たすときに下表の等級を適用します。

- ア. 他の契約および新契約の用途車種が自家用8車種であること。  
イ. ご契約の記名被保険者および車両所有者が他の契約とそれぞれ同一であること。
- (注1) 新契約の記名被保険者が他の自動車の保険契約の記名被保険者と異なる場合であっても、新契約の記名被保険者が下記のいずれかに該当する方であるときは、他の自動車の保険契約の記名被保険者と同一とみなします。
- ア. 他の自動車の保険契約者の記名被保険者の配偶者  
イ. 他の自動車の保険契約の記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
- (注2) 新契約の被保険自動車の所有者が他の自動車の保険契約の所有者と異なる場合であっても、新契約の被保険自動車の所有者が下記のいずれかに該当する者であるときは、他の自動車の保険契約の被保険自動車の所有者と同一とみなします。
- ア. 他の自動車の保険契約の記名被保険者  
イ. 他の自動車の保険契約の記名被保険者の配偶者  
ウ. 他の自動車の保険契約の記名被保険者またはその配偶者の同居の親族

< 割増引率表 >

運転者年齢条件	等級	割増
年齢を問わず補償	7A	10%割増
21歳以上限定補償	7B	10%割引
26歳以上限定補償	7C	30%割引
30歳以上限定補償	7E	30%割引
35歳以上限定補償	7G	30%割引

(注3) 上記については当サイトではお取扱いできません。

(2) 事故件数について

保険金をお支払いする事故のうち、下記の事故については、以下のとおり取扱います。

- ノーカウント事故(本制度上、事故件数に数えないもの)
- ア. 人身傷害保険事故のみ  
イ. 搭乗者傷害保険事故のみ  
ウ. 無保険車事故傷害特約事故のみ  
エ. ファミリーバイク特約(自損傷害)事故のみ  
オ. ファミリーバイク特約(人身傷害)事故のみ  
カ. 弁護士費用特約事故のみ  
キ. 車両保険に関する以下の費用のみ支払う事故  
・盗難車引取費用  
・盗難時の車室内清掃費用  
・盗難車追尾費用

等級すえおき事故(本制度上、前契約と同一の等級を適用する事故。ただし、前契約の等級が6A、6B、6C、6E、6G等級または7A、7B、7C、7E、7G等級の場合、1年後の継続契約の適用等級は、前契約の等級が6A～6G等級のときは6F等級、7A～7G等級のときは7F等級となります。)

下記ア.のいずれかに該当する事故で、かつ、原因が下記イ.のいずれかに該当する事故または前契約が当社引受契約で等級プロテクト特約が適用されている場合の1回目の事故をいいます。

ア. 内容

- (ア) 車両事故(代車費用特約、事故付随費用特約および身の回り品補償特約に係る保険事故を含みます。以下この項目において同様とします。)
- (イ) 車両事故とノーカウント事故のみ

イ. 原因

- (ア) 火災(注1)・爆発(注1)  
(イ) 盗難  
(ウ) 騒じょう、労働争議に伴う暴力行為または破壊行為  
(エ) 台風、竜巻、洪水または高潮  
(オ) 落書・窓ガラス破損(注1)  
(カ) いたすら(注2)  
(キ) 飛来中・落下中の他物との衝突  
(注1) 他物(飛来中・落下中の物を除きます。)との衝突・接触または転覆・墜落によって生じたものを除きます。  
(注2) ご契約のお車の運行によるものおよびご契約のお車と他のお車(原動機付自転車を含みます。 )との衝突・接触によるものを除きます。

(3) ノンフリート7～20等級の継承ができない場合

次のいずれかに該当する場合などは、原則として7～20等級の継承ができなくなりますので、ご注意ください。



記名被保険者を「配偶者、記名被保険者またはその配偶者の同居の親族」以外の方に変更される場合  
車両入替できない条件のお車に変更される場合  
前契約の満期日(または解約日)の翌日から起算して7日以内に継続されない場合  
当社が前契約を解除した場合

など  
(注)1～5等級については、上記にかかわらず前契約の等級を継承しなければならない場合があります。

#### 保険会社等間でのご契約の確認について

等級別料率制度を適正に運用するため、ご契約の損害保険会社等を変更された場合や保険契約を一時中断された場合には、損害保険会社等の間では、ご契約の前のご契約について、記名被保険者、ご契約の車の登録番号、適用等級および保険事故の有無・件数等の確認を行い、通常その回答内容に基づき適用等級を決定(等級プロテクト特約に係る事故を除きます。)します。  
ご申告内容に誤りがあった場合には、保険始期日に遡り保険料を返還すること、もしくは追加でお支払いいただくこと、あるいはご契約を解除させていただくことがあります。  
なお、ご契約を解除させていただく場合は、未経過期間に対する日割により計算した保険料を返還いたします。(未払込の保険料がある場合は、その分を差し引きます。)  
また、自動車事故などの場合に、保険金支払いが迅速に、かつ正しく確実に行えるよう、損害保険会社等の間では、同一事故にかかる保険契約の状況、保険金請求の状況等について確認を行っております。

#### 長期優良契約割引について

下記のすべてに該当する場合には、長期優良契約割引を適用します。  
新契約の等級が20等級であること。  
「運転者年齢26歳以上限定補償」「運転者年齢30歳以上限定補償」または「運転者年齢35歳以上限定補償」であること。  
過去1年以上20等級であること。  
(前契約が短期契約の場合は、新契約の保険始期日の過去1年間に上連続して20等級であること)  
過去1年間に「等級すえおき事故」(ただし、等級プロテクト特約にかかる事故を除く)以外の事故がないこと。

#### 新車割引について

ご契約のお車が自家用普通乗用車、自家用小型乗用車の場合で、保険始期年月(保険始期日の属する年月をいいます。)がご契約のお車の初度登録年月から25か月以内にあるときに新車割引を適用します。  
(注1) 初度登録年月とは、自動車検査証等に記載の初度登録年月をいいます。  
(注2) 登録番号標のない構内専用車などは、この割引を適用できません。

#### ゴールド免許割引制度について

下記に該当する場合は保険料が割引となります。  
(1) **ゴールド免許割引(割引率5%)**  
保険始期日時点で記名被保険者の運転免許証がゴールド免許の場合に適用します。  
(2) **家族そろってゴールド免許割引(割引率15%)**  
保険始期日時点で下記の対象免許証保有者の運転免許証がすべてゴールド免許の場合に適用します。  
対象免許証保有者とは、運転者年齢条件を満たし、かつご契約のお車を運転することのできる運転免許資格を有する次の方をいいます。  
記名被保険者  
記名被保険者の配偶者  
記名被保険者またはその配偶者の同居の親族  
(注1) 運転免許の更新期間中に保険始期日がある場合で、次のいずれかの条件を満たしているときは、運転免許証の色がブルーでもゴールド免許割引を適用します。  
ア. 免許を更新すればゴールド免許を所持できるが、保険始期日時点で免許を更新していない場合  
イ. 免許を更新しなければゴールド免許を所持していたが、保険始期日時点で免許を更新していた場合  
(注2) ゴールド免許割引の適用にあたっては、ご契約時に免許証の有効期限についての申告をいただきます。事故発生時には必要に応じて運転免許証を確認させていただくことがあります。運転免許証の色は、. 注意喚起情報 2.に記載の告知事項となりますので事実と相違している場合には、保険金のお支払いができないことや、ご契約を解除させていただくことがありますのでご注意ください。  
(注3) 対象免許証保有者が8名を超える場合は当サイトでのお取扱いできません。またご継続手続きの都度、有効期限の申告が必要となりますので、あらかじめご了承ください。  
(注4) 保険期間の途中で運転免許証の更新によって、運転免許証の色が変更となった場合であっても保険料の変更はありません。  
(注5) 保険期間の途中で記名被保険者の変更があった場合には、変更日時点での記名被保険者(家族そろってゴールド免許割引の場合は対象免許証保有者)の運転免許証の色に応じて、適用となる割引の再判定を行い、保険料が変更となる場合には、保険料を追加もしくは返還いたします。  
(注6) 単独世帯や対象免許証保有者が1名の場合に、運転免許証の色がゴールドのときは、家族そろってゴールド免許割引が適用されます。

#### 車両ご契約金額の設定方法について

車両保険のご契約金額は、ご契約時におけるお車(そのお車と同一の用途車種、車名、型式、仕様、初度登録(検査)年月または年式で同一損耗度の車)の市場販売価格相当額にてお決めいただけます。ご契約にあたっては、ご契約のお車の購入価格または前年保険金額を参考に、1年につき15%程度の経年減価を行った金額が目安となります。  
(注1) 減価率は一般的な目安であり、初度登録(検査)年月からの経過年数等により異なります。ご不明の場合は当社コールセンターまでご照会ください。  
(注2) ご契約のお車によっては、当サイトでの車両保険のお取扱いができない場合があります。

#### 人身傷害保険のご契約金額の設定方法について

人身傷害保険のご契約金額は、被保険者1名についての保険金のお支払い限度額を定めるものです。事故の際には、当社が約款に定める損害額算定基準に基づき算出された損害額をご契約金額の範囲内でお支払いすることとなりますので、被保険者となられる方の年齢・所得・扶養者の有無等を勘案のうえ、適正なご契約金額を設定してご契約ください。  
(ご参考) 各年齢の平均的な総損害額

年齢	死亡した場合		重度後遺障害の場合
	扶養者あり	扶養者なし	
25歳	7,000万円	6,000万円	1億3,000万円
35歳	9,000万円	7,000万円	1億4,000万円
45歳	8,000万円	6,000万円	1億3,000万円
55歳	6,000万円	5,000万円	1億円

(注1) 有職者の、年齢ごとの目安です。  
(注2) 重度後遺障害とは、神経系統や胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要する場合があります。

#### 確認資料の提出について

当社では適正な保険料およびその割増、割引適用のため、下記に該当する場合には別途、確認資料のご提出をお願いしております。確認資料のご提出がいただけない場合には、ご契約の引き受けや車両入替ができないことがありますのでご注意ください。  
保険料が少額のご契約を締結する場合

用途車種	インターネット割引 適用後の年間保険料	ご提出いただく確認資料
自家用普通乗用車 自家用小型乗用車 自家用普通貨物車 (最大積載量0.5トン超2トン以下) 自家用普通貨物車 (最大積載量0.5トン以下) 自家用小型貨物車 特種用途自動車	11,200円以下	自動車検査証・自動車納税証明書等

(キャンピング車)		
自家用軽四輪乗用車	10,000円以下	自動車検査証・軽自動車税納税証明書等
自家用軽四輪貨物車		

一度確認資料をご提出いただいたご契約につきましては、次の場合を除き再度確認資料のご提出をお願いすることはありません。

- ・ご契約のお車を変更した場合で、次年度以降再度上記に該当する少額の継続契約を締結するとき。
- ・一旦上記金額を超えるご契約を締結した場合で、次年度以降再度上記に該当する少額の継続契約を締結するとき。

記名被保険者を変更する場合  
記名被保険者を変更する場合には、変更後の記名被保険者の健康保険証、年金手帳等の写しをご提出いただきます。

車両入替の場合  
ご契約のお車を入れ替える場合には、自動車検査証、登録事項等証明書等の写しをご提出いただきます。(注1) はじめて当社とご契約される場合で、上記 に該当する場合には当サイトでのお取扱いができません。

(注2) 上記 または に該当し、確認資料をご提出いただいた場合であっても、当社が別に定める条件に合致しないときはノンフリート等級の継承ができないことがあります。条件に合致しなかった場合には、現在の契約を解約して、あらたに保険契約を締結いただくことがあります。

(注3) 上記に記載した確認資料は一例です。上記以外の書類であっても、確認資料として有効なものもありますので詳細につきましては当社コールセンターまでお問い合わせください。

### 現場急行サービスについて

セコム安心マイカー保険には、「現場急行サービス」が付帯されます。

【現場急行サービスの内容】

24時間、365日、お客さまの要請にもとづいて、事故現場にセコムの緊急対応員がかけつける。セコムグループならではの独自サービスです。

- (注1) 事故の現場が山間部、島しょ部、高速道路上など、急行不能な一部エリアおよび事故現場が特定されない場合などについては、現場急行サービスは提供されません。
- (注2) 本サービスは保険契約とは別に当社がお客さまサービスとして実施するものです。サービスの内容や範囲につきましては、予告なしに変更することがあります。

### ロードサービスについて

車両保険をご契約のお客さまには、車のトラブル時に役立つ下記「ロードサービス」が付帯されます。

【ロードサービスの内容】

- (1) レッカー牽引サービス  
ご契約のお車が、事故や故障により自力走行不能の場合にレッカーの手配とレッカー牽引を現場から最寄りの修理工場まで最長50kmまで無料で行います。(JAF会員証をお持ちのお客さまがJAFによるレッカー移動を受けた場合は、55kmまでの牽引料を無料といたします。)
- (2) 緊急修理サービス  
ご契約の自動車が故障やトラブルにより自力走行が不能な場合に、修理業者を手配し、現場にて30分程度で対応可能な応急修理・軽作業を無料で行います。  
(注) 自宅駐車場における応急修理も無料サービスの対象となります。  
<無料サービスの例>  
キー閉じ込み時の鍵開け(一般シリンダーキーのみ)  
バッテリージャンピング(ケーブルをつないでエンジンをスタートさせること)  
落輪時の引き上げ(タイヤ1輪、落差1mまで)  
パンク時のスペアタイヤ交換(チェーン脱着は対象外となります)  
各種オイル漏れ時の補充  
冷却水補充  
各種バルブ、ヒューズ類の交換  
ボルトの締め付け  
サイドブレーキの固着解除  
(注1) バッテリー充電費用、パンク修理代、オイル代、部品代、セキュリティ装置付車両の鍵開け、鍵紛失時の鍵開け等はお客さまのご負担となります。  
(注2) 雪道、泥道、砂浜等で単にスリップする状態で走行できない場合は、無料サービスの対象外となります。  
(注3) 落輪時の引き上げ時のクレーン作業等の特殊作業は、無料サービスの対象外となります。
- (3) ガス欠ガソリンお届けサービス  
高速道路、一般道路上でのガス欠時に最大10リットルのガソリンをお届けします。  
(注1) このサービスの提供は保険期間内1回に限ります。  
(注2) ガソリン代は実費をご負担いただきます。
- (4) 故障相談サービス  
お車の故障時に、整備有資格者がお電話でアドバイスを行います。
- (5) その他のサービス  
緊急宿泊先案内サービス・レンタカー業者案内サービス・帰宅手段案内サービス・24時間営業ガソリンスタンド案内サービス・陸送業者手配サービス(陸送費用はお客さま負担となります。)  
JAF取次サービス・各種優待(ホテル、レンタカー)サービス

【サービス利用時の注意事項】

- (1) サービスの対象とならない場合  
事故または故障の原因が次の場合は、無料サービスの対象外となります。  
故意  
無免許、無資格、酒酔い、麻薬等道路交通法上禁止されている状態で運転していた場合  
地震、噴火、津波等天災に起因する場合  
戦争、暴動、原子力に起因する場合  
国または地方公共団体の公権力に起因する場合  
レース、ラリーまたはこれらに類似するモータースポーツ等使用方法が通常の自動車走行と異なる場合  
自動車メーカーがマニュアル等で定める使用方法を著しく逸脱して使用していた場合  
その他無料サービスが適切でないと判断される場合
- (2) その他注意事項  
本サービスは、当社がロードサービス会社と提携してご提供するサービスです。  
本サービスのご利用は、サービス利用時に当社事故受付センターにご連絡いただくことが条件となります。お客さまご自身でレッカー・修理業者等を手配された場合はサービス対象外となります。  
サービスの対象は、ご契約のお車のみとなります。借用自動車は対象外となります。  
故障・事故の発生日現在、無効なご契約についてはサービス対象外となります。  
車両保険を付帯されないお客さまについては、無料サービスの対象外となります。また、車両保険を保険期間の途中で削除した場合は、異動日以降、無料サービスの対象外となります。  
現場で応急修理できない故障や無料サービスの範囲を超えるサービスはお客さまのご負担となります。  
有料駐車場の駐車料、カーフェリーの往復乗船料、救援に到着するのに別途費用が必要な場合は、これらの費用はお客さまの負担となります。  
お客さまがJAF会員の場合には原則としてJAFにご連絡をいたします。この場合、無料サービス分を一時お立て替えいただく場合があります。  
通行禁止道路、季節的閉鎖道路・工事用道路等一般車両が通行できない道路、凍結道路・未除雪道路・未整地地域・海浜、河川敷等自動車両の運行が極めて困難な地域および自然保護・環境保全等の見地から主管大臣が通行を禁止した地域へのサービスの提供は、お断りすることがあります。  
事故・故障の現場が山間部、島しょ部など、一部の地域については、サービスの提供が出来ない場合があります。  
道路事情等により、レッカー・修理業者の現場到着に時間がかかることがあります。  
故障の原因が自動車メーカーの無償修理等の対象(リコール等)であった場合、サービスのご提供に要した費用を自動車メーカー等に請求する場合があります。  
本サービスは保険契約とは別に当社がお客さまサービスとして実施するものです。サービスの内容や範囲につきましては、予告なしに変更することがあります。

### 保険契約の解除について

普通保険約款ならびに特約条項の規定により、当社からご契約を解除させていただきます場合、解除日以前の事故であっても保険金をお支払いできない場合がありますので、ご注意ください。

### 型式別料率制度について

自家用普通乗用車および自家用小型乗用車については、お車の型式ごとの危険度に応じて定められる「料率クラス」により保険料を算出する型式別料率制度を採用しています。料率クラスは「対人クラス」、「対物クラス」、「傷害クラス」、「車両クラス」があり、それぞれ危険度に応じて9段階に区分されています。この料率クラスは、その型式の損害率に応じて、毎年1月に見直しを行っています。料率クラスの見直しにより、1年間無事故の場合であっても、継続時の保険料が高くなる場合がありますのであらかじめご了承ください。

### 保険料率の改定について

セコム安心マイカー保険は、自動車事故による損害率などに応じて、保険料率の改定を行うことがあります。保険料率の改定により、1年間無事故の場合であっても、継続時の保険料が高くなる場合がありますのであ

らかじめご了承ください。

### ご継続契約のお引き受けについて

保険期間中の事故の件数および内容によっては、ご継続契約のお引き受けができないことや、補償内容の一部を制限させていただくことがあります。また、ご契約内容の訂正や必要書類の提出等、当社よりご依頼するお手続きをいただけない場合にもご継続契約のお引き受けができないことがありますのであらかじめご了承ください。

### 個人情報の取扱いについて

本契約をお申し込みの際は、下記記載事項にご同意の上お申し込みください。

- お客様の情報の利用目的について  
お客様からお預かりした情報は、適切な保険の引受け、万一保険事故が発生した場合の円滑かつ適切な保険金のお支払い、保険契約に付帯されるサービスのご提供のほか、ご継続のご案内、保険制度の健全な運営(再保険契約に伴う諸手続きを含みます。)、および保険商品のご提案に利用したり、当社ホームページに掲載した当社関係会社および提携先の商品・サービス等のご案内・ご提供などに利用することがあります。
- お客様の情報の第三者への提供または共同利用について  
お客様からお預かりした情報は、下記の ~ の場合に提供または共同利用することがあります。  
個人情報の保護に関する法律その他の法令等により外部への提供が必要と判断される場合  
利用目的の達成に必要な範囲内において、当社代理店を含む業務委託先等に提供する場合  
商品・サービス等のご提案・ご提供を行うために当社ホームページに掲載した当社関係会社および提携先と共同利用する場合  
保険契約の適正な引受け、保険金の適正な支払い、および不適切な保険金の請求等の発生を未然に防止するため、損害保険会社等の中で共同利用する場合(注)(保険契約に関する事項について(社)日本損害保険協会に登録され損害保険会社等の中で共同利用する場合を含みます。)  
(注)自動車保険では、前契約の適用等級・保険事故の有無等および事故発生の際に関係する損害保険に関する事項について損害保険会社等の中で確認する場合や、総付保台数が10台以上のときに、所有・使用する自動車の保険契約について損害保険会社、損害保険料率算出機構に確認する場合が該当します。  
保険金の適正および迅速な支払いのために必要な範囲において、保険事故の関係者(当事者、医療機関、修理業者等)に提供する場合  
再保険契約の締結や再保険金の請求等のため、本契約や保険金に関する情報を再保険会社等に提供する場合
- 個人情報の適正な管理  
お客様にご登録いただいた個人情報は、管理責任者の厳重な管理のもとで取扱い、正確性・機密性の保持に努めます。
- 保有個人データに関する事項の公表、開示、訂正等・利用停止等に関するご請求につきましては、請求者がご本人であることを確認させていただいた上で、特別な理由のない限り手続きを行います。また、必要な調査を行った結果、ご本人に関する情報が不正確である場合は、その結果に基づき正確なものへ変更させていただきます。  
当社の個人情報の取扱いに関する詳細、商品・サービスや当社関係会社・提携先の範囲・名称および損害保険会社等の情報交換制度等については、当社ホームページ (<http://www.secom-sonpo.co.jp>) をご覧いただくか、当社コールセンターにお問い合わせください。

### ご契約後にご注意いただきたいこと

#### 通知事項やご契約条件等の変更

注意喚起情報 3.に記載のとおり、ご契約後に「通知事項に変更が生じた場合」や「ご契約条件等を変更する場合」などには、当社コールセンターまでご連絡ください。なお、後記「ご契約内容の変更および解約に伴う追加・返還保険料について」の追加・返還保険料計算における変更日は、次の日となります。  
「通知事項に変更が生じた場合」で保険料を変更する必要があるときは、お客様に申告に基づく危険が増加または減少した日  
「ご契約条件等を変更する場合」で保険料を変更する必要があるときは、お客様からご連絡をいただいた日以降の条件変更日。ただし、お車の入替や新たな運転免許取得者を補償するための手続き漏れがあった場合に、普通保険約款または特約の規定により遡及して補償を行う場合は、入替するお車や運転免許の取得日に遡及した日とする場合があります。  
(注1) 上記の変更は当サイトでは変更の受付を行っておりません。  
(注2) 上記変更を行った場合に、変更後のご契約をお引き受けできないことや、補償内容の制限をさせていただくことがあります。お引き受けできない変更が行われた場合には、ご契約を解約いただくこととなります。

### お車の入替について

ご契約のお車を新たに取得したお車(1年以上を期間とする貸借契約に基づいて新たに借り入れたお車を含みます。以下同様とします。)に変更される場合等には、車両入替の手続きが必要となりますので、当社コールセンターまであらかじめご連絡ください。当社コールセンターにご連絡がない場合には、新たに取得したお車等について生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金をお支払いできない場合がありますのでご注意ください。車両入替ができるのは次の条件にすべて合致する場合に限ります。  
入替後のお車の所有者が次に掲げる方に該当すること  
ア. ご契約のお車の所有者  
イ. 記名被保険者  
ウ. 記名被保険者の配偶者  
エ. 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族  
ご契約のお車と入替後のお車の用途車種が同一であること  
自家用8車種間の変更については、同一の用途車種としてお取扱いいたします。  
入替後のお車が次のいずれかであること  
ア. 新たに取得し、または1年以上を期間とする貸借契約に基づいて新たに借り入れたお車であること  
イ. ご契約のお車の廃車、譲渡または貸主への返還に伴い入れ替えられた他に所有するお車であること  
(注1) 新たに取得したお車またはご契約のお車が、所有権留保条項付売買契約またはリース契約によるお車の場合で、所有者がディーラー、リース会社、信販会社のいずれかの場合には原則として、自動車検査証の使用者欄に記載された方を所有者とみなします。  
(注2) 入替後のお車が、上記の条件に合致しない場合には、車両入替の手続きはできません。その場合は現在のご契約をご解約いただき、新たに保険契約を締結いただくこととなります。  
(注3) ご契約のお車を新たに取得されたお車に入れ替えるとともに、ご契約のお車についても引き続きご契約される場合には、ご契約のお車を新たに取得したお車としてお取扱いします。

### ご契約内容の変更および解約に伴う追加・返還保険料について

- ご契約内容の変更に伴う追加・返還保険料の計算式  
追加保険料 =  $\frac{\text{新条件による年間適用保険料} - \text{旧条件による年間適用保険料}}{\text{対応する月割短期率}} \times \text{未経過期間}$   
返還保険料 =  $\frac{\text{旧条件による年間適用保険料} - \text{新条件による年間適用保険料}}{\text{対応する月割短期率}} \times (1 - \text{既経過期間})$
- 解約に伴う追加・返還保険料の計算式  
解約保険料 = 年間適用保険料  $\times$  (1 - 既経過期間)  $\times$  月割短期率  
(注) 現在のご契約についてご契約内容の変更による処理ができない変更事項であることを理由として、一旦ご契約を解約して新たにご加入し直す場合(「中途更改」といいます。)、は、未経過期間に対する日割により計算した保険料を返還いたします。(未払込の保険料がある場合は、その分を差し引きします。)、契約内容の変更による処理ができない場合の詳細については当社コールセンターまでご連絡ください。
- 月割短期率  
追加・返還・解約保険料の計算に使用する月割短期率は、次のとおりとなります。

期間	1か月	2か月	3か月	4か月	5か月	6か月
	まで	まで	まで	まで	まで	まで
月割短期率	$\frac{1}{12}$	$\frac{2}{12}$	$\frac{3}{12}$	$\frac{4}{12}$	$\frac{5}{12}$	$\frac{6}{12}$

期間	7か月	8か月	9か月	10か月	11か月	12か月
	まで	まで	まで	まで	まで	まで
月割短期率	$\frac{7}{12}$	$\frac{8}{12}$	$\frac{9}{12}$	$\frac{10}{12}$	$\frac{11}{12}$	$\frac{12}{12}$

- 追加保険料のお支払いについて  
「通知事項に変更が生じた場合、および」ご契約条件等を変更する場合、に伴い保険料の追加が生じるときは、次のいずれかの方法によりお支払いいただきます。

当社が追加保険料を請求した日(お客様が請求の日以降にご契約条件等の変更日を指定する場合は、その変更日)から14日以内にお支払いください。  
14日を経過しても追加保険料の着金がない場合には、変更日から追加保険料が当社に着金されるまでの間に生じた事故について保険金をお支払いできない場合や、変更前の条件でお支払いする場合

がありますのでご注意ください。  
ご契約に「初回保険料の口座振替特約」を付帯している場合には、追加保険料をご指定の口座から引き落とすことができます。  
ご契約の保険料払込方法が分割払の場合には、(1)で計算した追加保険料を残払回数で分割し、毎月の分割保険料に加算して引き落とすことができます。(返還保険料についても同様に、毎月の分割保険料と相殺して引き落とすことができます。)  
残払回数とは、変更日の属する月の翌月のから最終回払込までの保険料払込回数をいいます。

#### 初回保険料の口座振替、保険料のクレジットカード払の場合の返還保険料について

初回口座振(初回保険料の口座振替特約)契約およびクレジットカード払(保険料クレジットカード払特約)契約の場合のご契約内容の変更または解約による保険料の返還は、初回口座振の場合は保険料振替後、クレジットカード払の場合はクレジット会社から当社への入金後となります。

#### ご契約の中断について

ノンフリート等級が7~20等級のご契約を、次の事由により解約または満期時に継続を行わない場合に、中断証明書を発行することにより、中断後の新たなご契約に中断前のご契約の等級を適用できる制度があります。  
お車を廃車、譲渡、貸主に返還する場合、または車検切れの場合(国内中断特別)  
解約日または満期日の翌日から起算して10年以内を保険始期日とする新契約へノンフリート等級を引き継ぐことができます。  
中断証明書の発行にあたっては、ご契約のお車の廃車、譲渡、返還または車検切れを証明する書類の提出が必要となります。  
海外留学・転勤などによる海外出国(海外旅行などの一時出国を除きます。 )の場合(海外中断特別)  
解約日または満期日の翌日から起算して10年以内で、かつ、帰国日の翌日から起算して1年以内の日を保険始期日とする新契約へノンフリート等級を引き継ぐことができます。  
中断証明書の発行にあたっては、海外留学・転勤等を証明する書類の提出が必要となります。  
(注1) ご契約のお車が別の保険契約に入替後のお車として車両入替された場合には、ご契約のお車が廃車・譲渡または貸主に返還されているものとみなします。  
(注2) 中断証明書の発行を受けることにより新契約に引き継げるノンフリート等級は次のとおりです。(中断後のご契約に適用される等級が6等級以下となるときは中断証明書の発行はできません。)  
ア. 旧契約に事故がなく、保険期間が1年の場合  
旧契約に1を加えた等級(20等級を限度とします。)  
イ. 旧契約に事故がなく、旧契約の保険期間が1年未満の場合  
旧契約と同一の等級  
ウ. 旧契約に事故がある場合  
前記「ノンフリート等級料率制度について」に従い適用される等級  
(注3) 中断証明書が発行されるのは、中断日(ご契約の満期日または解約日)から13か月以内に当社コールセンターにお申し出いただいた場合に限ります。中断日から13か月を超えてお申し出いただいた場合にはご契約の中断のお取り扱いはできませんのでご注意ください。

#### 補償内容について

詳細は普通保険約款をご参照ください。  
**自損事故傷害特約・無保険車事故傷害特約の保険金額について**  
自損事故傷害特約 : 死亡1,500万円、後遺障害60万円~2,000万円、介護費用200万円、入院日額6,000円、通院日額4,000円  
無保険車事故傷害特約: 対人賠償責任保険金額と同額

#### ファミリーバイク特約の保険金額・免責金額について

ファミリーバイク特約	
賠償責任	主契約に同じ (ただし、主契約の対物賠償責任保険の免責金額が5万円を超える場合は、本特約の対物賠償責任の免責金額は5万円とします。)
傷害	ファミリーバイク特約(自損傷害) 自損事故傷害特約が適用され、保険金額は自損事故傷害特約に同じ ファミリーバイク特約(人身傷害) 人身傷害保険が適用され、保険金額は人身傷害保険に同じ

#### セキュリティポリシーについて

当社ではお客様に安心してご利用いただくために、セキュリティを最重要視し、以下のセキュリティポリシーを遵守するなど、可能な限りの対策を講じております。

- なお、セキュリティポリシーは、お客様のご意見等を参考に随時更新されます。
- ホームページの安全性  
お客様の氏名・住所・電話番号・電子メールアドレス等の特定の個人を識別できる情報(以下「個人情報」といいます)をご登録いただけるページでは、セコムトラストシステムズ株式会社のホームページ実証サービスである「セコムパスポートforWeb」の審査基準に基づき、次の事実について証明されています。  
ホームページを格納しているサーバが確かに存在していること  
ページを運営している当社が確かに存在していること  
ホームページを当社が確かに運営していること  
なお、お客様の個人情報をご登録いただけるページに貼付されている「セコムWebステッカー」がその証となっております。
  - 通信上のセキュリティ  
当社のホームページでは、お客様の個人情報に関わる情報をやり取りするページには、第三者にお客さまの個人情報を読み取られたり、改ざんされたりすることを防ぐためにSSLを使用しております。これによりお客様の個人情報は暗号化されて送受信されますので、安心してご利用いただくことができます。  
(注)SSL(Secure Socket Layer) : SSLは、現在最も信頼性の高い、実用化されたインターネット上の暗号通信技術です。
  - ウェブサイトのセキュリティ  
個人情報を格納しているサーバが所在するセンターでは厳重な物理的セキュリティ対策を施しています。また、ウイルスや不正侵入などの対策にも万全を期しております。

#### お客様への保険販売および勧誘について

##### 当社の販売方針

- 保険商品の販売に際して、各種法令等を遵守し、適正な販売等に努めます。  
保険業法、金融商品の販売等に関する法律、消費者契約法およびその他各種法令等を遵守し、適正な保険販売を心掛けます。  
お客様に商品内容を正しくご理解いただけるよう説明内容や説明方法を創意工夫し、適正な販売・勧誘活動を行って参ります。  
ご契約に際しましては、所定の「重要事項」を説明いたします。
- お客様の保険に関する知識、保険の加入目的、財産状況等を総合的に勘案し、お客様のご意向と実情に応じた保険商品の販売等に努めます。  
保険販売等においては、リスクコンサルティングを実践し、お客様のご意向と実情に沿った適切な商品設計、販売・勧誘活動を行って参ります。  
お客様に関する情報につきましては、適正な取扱いを行い、お客様の権利利益の保護に配慮して参ります。
- お客様への商品説明等については、販売・勧誘形態に応じて、お客様本位の方法等の創意工夫に努めます。  
インターネットによる販売等お客様と直接対面しない保険販売を行う場合においては、説明方法等に工夫を凝らし、より多くのお客様にご理解いただけるよう常に努力して参ります。  
保険商品の説明やご契約にあたっては、お客様の立場にたつて、場所や時間帯について十分に配慮して参ります。
- お客様のさまざまなご意見等の収集に努め、それを保険販売に十分に反映させていただき、お客様の満足度を高めるよう努めます。

#### インターネット販売について

当社ではお客様にとってわかりやすく、安心してご利用いただけるよう内容の充実を図ります。

## IV. 用語のご説明

この「重要事項説明書」で使用している用語についてご説明しています。

用語	ご説明
危険物	道路運送車両の保安基準(国土交通省令)に定める高圧ガス、火薬類、危険物もしくは可燃物、または「毒薬及び劇物取締法」第2条に定める毒物もしくは劇物をいいます。

き	<b>記名被保険者</b>	自動車保険証券の「記名被保険者」欄に記載された被保険者をいいます。 「記名被保険者」欄に記載がない場合は、ご契約者さまが記名被保険者となります。
し	<b>自家用8車種</b>	次の8車種をいいます。 ・自家用普通乗用車 ・自家用小型乗用車 ・自家用軽四輪乗用車 ・自家用普通貨物車(最大積載量0.5トン超2トン以下) ・自家用普通貨物車(最大積載量0.5トン以下) ・自家用小型貨物車 ・自家用軽四輪貨物車 ・特種用途自動車(キャンピング車)
	<b>所有権留保条項付売買契約</b>	自動車販売店等が顧客に自動車を販売する際に、自動車販売店、金融業者等が販売代金の金額領収までの間、販売された自動車の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ自動車の売買契約をいいます。
そ	<b>締付保台数</b>	ご契約者さまが自ら所有し、かつ、自ら使用されるお車のご契約台数(他の保険会社でのご契約台数を含みます。)をいいます。
は	<b>配偶者</b>	婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある方を含みます。ただし、「注意喚起情報」9.の代理請求制度の適用にあたっては、法律上の配偶者に限ります。
ひ	<b>被保険者</b>	保険事故が発生した場合に保険の補償を受けられる方をいいます。
ほ	<b>保険金額 (ご契約金額)</b>	保険金をお支払いする事故が発生した場合に、保険会社がお支払いする保険金の限度額(補償限度額)をいい、あらかじめ保険会社とお客さまとの間で定めた金額をいいます。
	<b>保険金</b>	保険事故により損害が生じた場合に、保険会社がお支払いする金銭等をいいます。
	<b>保険期間</b>	保険会社が保険契約により補償の責任を負う期間のことをいいます。
み	<b>未婚</b>	これまでに婚姻歴がないことをいいます。